

【成果と課題】

学習会 『自由民権期の神奈川』

から得られたもの 大湖賢一

(一)

「『神奈川県史』を学ぶ会」(以下「県史を学ぶ会」と略す)は、京浜歴史科学研究会の母体である自由民権百年神奈川実行委員会により、81年集会をふまえて発足した会である。そこでは、大成功のうちに終った81年集会の成果を、地域史の学習という形式をとりながら、さらに継承・発展させていこうという意図があった(神奈川実行委員会ニュース第3号、1984年2月15日)。

「県史を学ぶ会」は、1984年3月3日の第1回例会から、途中、京浜歴史科学研究会への改組(1984年12月23日)、勉強会の発足等の経過をへて、現在まで27回の例会を実施してきた。その間『神奈川県史』のなかから自由民権期を取り扱っている資料編13、近代・現代(3)社会の史料を輪読していくことになり、ついには一部の史料を除き、会での輪読・討論を終了することができた。頁数にして250頁余の膨大な史料をとにかくも参加者自らが読合せをし(実際、史料を声を出して読み上げるということは、自らの史料読解力を高め、検証するのに大いに力になった)、史料解釈を行い、内容の討論を実施できたこと自体がすでに本会の無形の財産となっていることは否定できないところである。

しかし、2年4ヶ月の間の学習会が実施できたこと自体で満足しているわけにはいかない。本会の名称にわざわざ「科学」という言葉を掲げていることからわかるように、本会での活動はすべからず一般化・普遍化され、常に検証を受けなければならない。いみじくも「県史を学ぶ会」の総括学習会で発言されたように、「問題は“発見”されただけでは科学にはならない」のである。従来の諸説の総括、新たな説の構築という段階にまで至らなければ、それは科学とはならない。

今回、27回の例会を振り返って各自がこの学習会で得たものは何だったのか、そして何が共有財産として残すことができたのかを討論した。それはこの研究会を単に意見の出し合いの場に終らせるのではなく、一人では見えなかったものも多くの人々の目で見えてくるし、一人で見えていたものも多くの人々の目で検証してみれば、形を変えてくるものだという、この会で学んだ真理探求の方法を自分たちの活動の総括に適用し、科学の名に恥ない活動をさらに続けていくためであった。

この総括学習会では理論面・実証面や学習方法論についての多くの意見が出された。その一つ一つを書き記すという方法もあるだろうが、各自の研究成果がレポート形式でまとめられるので、ここでは特徴的な部分について会の成果としてまとめていくことにする。

## (二)

まず、学習方法論ともいえる側面での成果を考えてみたい。

前述のように、我々は一つの史料を解釈するのに①史料の読合せ、②その史料の解釈、③その史料の背景についての報告、④討論、という形式を基本にして学習を進めてきた。その際に史料の背景についての理解が困難であれば、何回もの報告を行なった。例えば、五日市憲法草案についての討論の場合、まず史料全体についての報告を受け、次には、憲法草案に多大な影響を与えたといわれる嘸鳴社案との比較、大日本帝国憲法との比較という2本の報告で史料の内容分析を行い、さらには起草者の思想的基盤を探るという視角から千葉卓三郎の「王道論」の分析を行なっている。それらの報告と討論のなかから、五日市憲法草案を統治能力という視角から分析してみることが従来やられておらず、その思想的側面のみが強調されてきたこと、また思想的側面からみるならば千葉卓三郎の「王道論」が、明治天皇を「王者」、王道の実現形態＝立憲政体であるとし、そこに権力側と同一論理に立つ秩序観・民衆観をみることができるといって問題を提出することができた。(奥田晴樹「五日市憲法草案をめぐって」、『京浜歴史研究会報第18号、1985年5月15日)。また、この「王道論」の論議をさらに例にとれば、「王道論」にみられるような思想系譜が日本のみならず東洋において近代的な政治の実態に現在まではたした役割について考えることは、現在に生きている我々をとりまく政治状況を考える上で大きな示唆を与えてくれるものと思える。すなわち、⑤として、我々の構築した歴史像が今日の我々に語りかけてくるものを考えるという作業が成り立つのではないだろうか。

以上の方法は、我々が史料を解釈するために作りだしてきたスタイルであったが、史料の解釈だけで過去の全体像をあるがままに復元できるという立場に我々は立っていない。後に述べるように、具体的な事実がどれほど多く集められようとも、それは従来の研究史や歴史理論を根底として全体史の中に位置づけられなければ、科学的に過去の全体像が復元されたとは言い難い。

我々は事実確定の基礎作業として「史料－研究史－フィールド・ワーク」という方法を今回、定式化することができた。

この方式は、まず前述のように複数の目によって史料を読むことから始まり、その上にその史料の背景の理解とともに従来の研究成果を十分に消化し、史料自体や史料に現れた事実が、どのような位置づけをされているかを理解し、史料の厳密な解釈に立脚しながら、研究史自体を批判的に摂取していく作業を進める。「県史を学ぶ会」での多くの発見がこの作業過程のなかから生み出されてきている。我々は史料を読むときに、なるべく偏見を排除しているはずなのであるが、往々にして先入観にとらわれ、目の前の宝を見過ごしてい

ることが多いようである。例えば、学芸講談会の盟約から規則への変化は村落共同体の再生策の一環としてとらえられるのではないか、山口書輔の「官民両権主義」という概念は明治14年以前の野村県政と民権運動との併存・協調関係をとらえる言葉として有効なのではないか等々は、今までも多くの研究者の目にとまったはずの史料を丹念に読み、従来の研究史の検証の一石とすることができた成果である。

しかし、この段階で研究は留まってはいけない。我々は、科学的な歴史学の手法に立脚しながら、その成果を地域に還元することをめざしている。従って、我々の研究成果は、当該地域を実際に歩き、その地域の人々の現在の生活のなかでさらに確かめられなければならない。我々がフィールド・ワークを重要視する理由の一つはそこにある（実際には、フィールド・ワークには他にも様々な意義があり、京浜歴科研でのフィールド・ワーク理論を深める必要は従来から提起されている）。

その良い例をフィールド・ワーク「“真土事件”を歩く」にみることができる。このフィールド・ワークは、事前に参加者の多くが、真土事件関係の史料を読み、一定のコンセンサスを獲得してから実施された。そして、真土公民館にある「怨讐を超えた人々の碑」の裏面に事件の被害者・加害者の双方の名前が記載されているが、焼討事件の冒頭で殺害された被差別民の名前がいまだ差別されている事実、この地域の人々の事件のとらえ方や松木殺害にまで及んだ理由のあり方を考えさせられることになった。また、フィールド・ワークの最後に平塚博物館で見せていただいた史料のなかに、野村県令が岩倉右大臣に宛てた上申書（フリガナ付）を発見し、野村県令や県当局の減刑嘆願運動の性格を考えるための材料となった。これらの事実は、実際にフィールド・ワークを実施したなかから確かめられたことであり、史料で学んだ地域を自らの足で歩くことは思いがけない発見をもたらすことが多いようである。